

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇規則 鳥取県二級建築士受験及び選考手数料規則

規 則

鳥取県二級建築士受験及び選考手数料規則をここに公布する。

昭和三十三年十一月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第五十号

鳥取県二級建築士受験及び選考手数料規則

鳥取県二級建築士免許及び受験手数料規則(昭和二十五年十月鳥取県規則第七十九号)の全部を改正する。

(総則)

第一条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条及び建築士法施行令(昭和二十五年政令第二百一十号)第三条の規定に基づく二級建築士受験手数料並びに建築士法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百十四号)附則第四項及び建築士法の一部を改正する法律附則第二項の実務経過年数算定の基準日等を定める政令(昭和三十三年政令第二百九十九号)第三条の規定に基づく二級建築士選考手数料(以下「手数料」という。)はこの規則の定めるところにより納入しなければならない。

(手数料の額)

第二条 手数料は次の各号に定める額とする。

- 一 二級建築士受験手数料 一件につき 六百円
- 二 二級建築士選考手数料 一件につき 六百円

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

